

飯田ケーブルテレビ契約約款(喬木村)

株式会社飯田ケーブルテレビ(以下「ictv」という)が喬木村とのIRU契約に基づいて喬木村全域に行う放送サービスの提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に締結される契約(以下「加入契約」という)は、以下の条項によります。

第1条(サービス提供)

ictvは、サービスを提供する喬木村全域(以下「業務区域」という)において、ictvのサービスを提供するための施設(以下「喬木村施設」という)により加入者に次のサービスを提供します。なお、具体的放送番組は別表1のとおりであり、当社の都合によりサービス内容を変更する場合があります。

- ①アナログベーシック料金による区域内放送の同時再送信及び衛星放送の同時再送信、並びに自主放送
- ②デジタルベーシック料金による区域内放送の同時再送信及び衛星放送の同時再送信、並びに自主放送
- ③ペイ料金による衛星放送の同時再送信、並びに自主放送
- ④音声告知放送
- ⑤上記に付帯するサービス

第2条(契約の単位)

ictvは、加入者引込線一回線ごとに1の加入契約を締結します。但し、集団加入者については、別個の条項によります。

第3条(契約の成立)

加入契約は、加入申込者がこの約款を承認し、加入申込書に必要事項を記入の上、ictvがこれを承認した時に成立するものとします。但し、次の場合には承認しないことがあります。

- ①加入申込者が本契約の各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
- ②その他加入申込者が本契約に違反するおそれがあると認められる場合
- 2) 加入者引込線設置は、喬木村施設の工事となるため、加入者及び喬木村はあらかじめ地主、家主その他の利害関係者の承諾を得ておくものとし、後日問題が生じた場合があっても、ictvは責任を負わないものとします。
- 3) 有料放送のグリーンチャンネルは、財団法人競馬農林水産情報衛星通信機構の視聴規則により、加入申込書を受理した後のサービス開始となります。

第4条(工事費・利用料金)

加入者は、別表2に定める工事費及び利用料金をictvに支払うものとします。また、有料放送を受信しようとする加入者は別表2に定めるペイ料金を支払うものとします。

- 2) 月のうち継続して10日以上にわたって第1条に定めるサービスの提供ができなかった場合には、当該月分の利用料金は無料とします。
- 3) 社会、経済情勢の変化に伴い、利用料金を改定することがあります。その場合には、改定1ヶ月までに当該加入者に通知します。
- 4) 別表2にあるictvの設定した利用料金(ベーシック)にはNHKの受信料は含まれておりません。従ってNHKの受信については、NHKと加入者間で受信契約を結び加入者がNHKに対し受信料を支払うものとします。なお、NHK衛星受信料の支払いにictvの団体一括払いを利用されますと、NHK衛星カラー受信料を割引となります。
- 5) 音声告知放送の利用料は喬木村からictvが委託を受けテレビ利用料金と同時に支払うものとします。

第5条(料金の支払方法)

加入者は、ictvに工事費並びに利用料金等について別途ictvが指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。

2)利用料金は、サービス提供を受けた翌月分から支払い義務が生じるものとします。

3)加入者がictvに月単位で支払う料金については、当月分を当月末日(金融機関の休日の場合には翌営業日)までに指定する方法で支払うものとします。

第6条(コンバータ及びデジタルコンバータ)

加入者はデジタルコンバータをictvから貸与及び購入することができます。購入する場合の料金は別表2のとおりとします。

2)貸与の場合、コンバータ及びデジタルコンバータは、ictvの所有とします。また、一時停止及び解約時には、ictvに返納するものとします。

3)購入した場合、サービス提供を受けた日から起算して1年間を瑕疵担保期間として取り扱います。

4)デジタルコンバータの故障、修理、交換を行った際に、当該デジタルコンバータに記録された録画番組データ等(以下「情報等」という)が使用できなくなったり、情報等の一部又はすべてが変化したり、消失した場合の加入者の損害や不利益について一切その責任を負いません。また、前項の期間内においても同様とします。

5)加入者は、別途定める利用者案内に従ってコンバータ及びデジタルコンバータを使用するものとし、故意または過失によるコンバータ及びデジタルコンバータの破損、紛失等の場合には、この相当分をictvに支払うものとします。

6)ictvが特に認める場合を除き、加入者は、コンバータ及びデジタルコンバータの交換を請求することはできません。

7)加入者はictvが必要に応じて行うデジタルコンバータのソフトウェアのバージョンアップ等の作業に同意し協力するものとします。

8)コンバータ及びデジタルコンバータの専用リモコンは、ictv 及びictvが指定した代理店から購入して使用するものとします。

第7条(施設の維持管理)

ictvは、放送センターから光映像受信機までの施設(以下「FTTH施設」という)について維持管理します。

2)加入者は、喬木村施設のうちFTTH施設の維持管理の必要上、ictvのサービス提供が一時停止することを承認するものとします。

第8条(B-CASカード及びC-CASカードの取り扱い方法)

デジタル放送サービスの提供を受ける加入者は、地上デジタルテレビジョン放送及びBSデジタル放送を ictv から受信するためのICカード(以下「B-CASカード」という)及びデジタル放送限定受信用ICカード(以下「C-CASカード」という)を使用するものとします。

2) B-CASカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「ビーキャス(B-CAS)カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

3)C-CASカードは、デジタルコンバータ1台に付き1枚のC-CASカードをictvより貸与されるものとし、ictvは必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。

4)C-CASカードはictvに帰属し、加入者はictvの手配による以外のデータの追加、変更及び改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによりictv及び第三者に生じた損害については、損害賠償するものとします。

5)解約時にはB-CASカード及びC-CASカードをictvに返却するものとします。

第9条(施設の設置及び費用の負担)

喬木村はFTTH施設の設置に係る費用を負担します。加入者は、光映像受信機の出力端子からテレビ、ビ

デオ等までの配線及びそれらに接続されている機器(以下「加入者施設」という)と調整に係る費用を負担するものとします。

2) 喬木村施設の設置工事は、喬木村が発注した請負業者が行うものとします。

第10条(加入者からの電気の提供)

光映像受信機に必要な電気は加入者から提供していただきます。

第11条(施設の所有関係)

喬木村施設のうち、FTTH施設は喬木村所有とし、貸与のデジタルコンバータはictvの所有とし、加入者施設は加入者の所有とします。

2) 設備設置後の光幹線分岐器の融着接続部から光映像受信機までの施設は加入者の都合による移設や取り替え、復旧費用は加入者の負担となります。

第12条(故障、保守等に伴う責任負担)

ictvは、ictvの提供する放送サービスの受信に異常が生じた場合、これを調査し必要な処置を講じます。

2) 加入者は、ictvの提供するサービスの受信に異常をきたしている原因が加入者施設による場合は、修復に要する費用を負担するものとします。また、加入者施設の故障によって生じた損害についても、損害賠償するものとします。

3) 加入者は、自己の故意・過失によって第11条に規定する喬木村及びictv所有の施設に故障を生じた場合は、その修復に要する費用を負担するものとします。

第13条(天災に関する事項)

震災、落雷等の天災により加入者施設が破損した場合は、喬木村及びictvはその責任を負わないものとします。

第14条(利用に係る加入者の義務)

加入者は、ictvまたはictvの指定する業者が喬木村施設の検査修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りに協力を求めた場合は、これに便宜を供するものとします。

2) 加入者は、喬木村及びictv施設に線状その他の導体を連絡し、またデジタルコンバータを改変してサービスを無断で受信することを禁止します。

第15条(契約台数)

加入者が、喬木村施設に加入申込書に定める台数を超える受信機を接続することを禁止します。

2) 加入者は、前項に違反した場合、加入者がictvのサービス提供を受け始めたときに遡り、当該料金を支払うものとします。

第16条(サービスの無断使用、営利使用の禁止)

法令により、加入者がテープ・配線等によりictvのサービスを第三者に提供すること、及び対価を受けてictvのサービスを第三者に上演することを禁止します。

第17条(一時停止)

加入者は、ictvのサービス提供の一時停止、又はその再開を希望する場合は、直ちにその旨を文書により申し出るものとします。この場合、一時停止を申し出た日が属する月の翌月から、再開した日が属する月の前日までの料金は、第4条の規定にかかわらず無料とします。

2)加入者は、ictvのサービス提供の再開を希望する場合は、一時停止解除の工事費をictvに支払うものとします。

第18条(設置場所の変更)

加入者は、次の場合に限りデジタルコンバータの設置場所を変更できるものとします。

①同一敷地内での施設の変更

②同一敷地外の移転先が喬木村の業務区域内で、かつ最寄りの光幹線分岐器の融着接続部に余裕がある場合

2)加入者は、前項の規定によりデジタルコンバータの設置場所を変更しようとする場合は、文書によりその旨を申し出るものとします。

3)加入者は、前2項の規定による変更による費用を負担するものとします。

第19条(名義変更)

加入者の異動が生じる場合、ictvが承諾すれば、新加入者は旧加入者の名義を変更することができるものとします。

2)前項の規定により名義変更をしようとするときは、新加入者は名義変更手数料をictvに支払うものとします。

第20条(解約)

加入者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の10日以前に、文書によりictvにその旨を申し出るものとします。

2)ictvは、契約成立日から工事着手前日までの解約の際には、工事費を払い戻すこととします。

3) 前項による解約の場合、加入者は第4条の規定による料金の当該解約の日の属する月まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。

4) 第1項による解約の場合、ictvはデジタルコンバータを撤去し喬木村は光幹線分岐器の融着接続部から光映像受信機まで撤去します。但し、撤去工事及び加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその費用を負担するものとします。

5) ictvは、加入者が加入料金及び工事費を支払い期日までに支払わなかった場合、又は、利用料金を継続して3ヶ月支払わなかった場合は、サービスの提供を停止し、さらに停止後3ヶ月を経過しても入金のない場合は、加入契約は解約されたものとみなします。

6) 有料チャンネル加入者のペイ料金が滞納となった場合、翌月以降すべてのペイ加入は、その料金が完納されるまで受理しないこととします。

7)第1項による解約の場合、加入者は別表2に定める解約手数料を ictv に支払うものとします。

第21条(加入者の義務違反による解約)

ictvは、契約約款に違反する行為があったと認める場合は、加入者に通告の上サービスの提供を停止し、あるいは加入契約を解約することがあります。

2)加入者は、前項によりictvのサービスの提供を停止され解約となった場合は、直ちにこの約款によるすべての権利を失います。

3)加入者は、第14条2項の定め違反した場合は、加入者がictvのサービスの提供を受け始めた年月に遡って、当該規約に定められた利用料金相当額を別途ictvに支払うものとします。

第22条(加入者個人情報の取り扱い)

ictvは、保有する加入者個人情報について個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という)に基づくほか、ictvが指針第28条に基づいて定

める基本方針及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。

2) ictvが所有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」という)がictvに対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを事業所窓口で書面にて掲示します。

3) ictvは、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確に最新の内容に保つよう努めます。

第23条(加入者個人情報の利用目的等)

ictvは、第1条に定めるサービスの提供するために、次に掲げる目的で、加入者情報を取り扱います。

- ①加入契約の締結
- ②工事費及び利用料金の請求
- ③サービスに関する情報の提供
- ④サービスの向上を目的とした視聴者調査
- ⑤設置工事及び保守点検
- ⑥サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
- ⑦サービスの提供に関連しての第三者への提供(第3項に該当する場合に限る)

2) ictvは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。

- ①法令に基づく場合
- ②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3) ictvは、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、前項各号に定める場合には、この限りではありません。

- ①本人が書面等により同意した場合
- ②本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においたとき
 - I 第三者への提供を利用目的とすること
 - II 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - III 第三者への提供の手段又は方法
 - IV 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること

③第23条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合

④第24条の規定により加入者個人情報の取扱いを委託する場合

⑤ictv又はictvの代理人若しくはictvの代理人が指定する者に対する加入申込みが行われるのと同時にカードユーザー登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報を第三者に提供する場合(これらの加入者個人情報の変更が生じた場合に、ictv又はictvの代理人からへ連絡して登録情報の修正を行う場合を含みます)

4) ictvが前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別表3のとおりです。

5) ictvは、第3項により加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」という)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。

6) ictvは、本人からictvが保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅

滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。

- ①本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②ictvの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第24条(加入者個人情報の共同利用)

ictvは、前条第一項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち個人情報保護方針で定めるものを、その目的を達成するためにictvの代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で、ictvの代理人と共同して利用します。

2) ictvは、第3条第1項第1号から第3号までの規定に基づいて契約申込みを承認しなかった場合、当該不承認に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報を他の放送事業者及びictvの代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項の要件に該当するか否かの判断に限りません。

3) 共同して利用する加入者個人情報の管理責任は、第1項の場合においてはictv及びictvの代理人が、並びに前項の場合においては、ictv、ictvの代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は個人情報保護方針に定めます。

第25条(加入者個人情報の取り扱いの委託)

ictvは、加入者個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。

2) 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3) ictvは、第1項の委託先との間で、第23条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4) 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取り扱いを再委託する場合には、第2項及び第3項と同様に措置をとる旨の内容を含めます。

第26条(安全管理措置)

ictvは、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他加入個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取り扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第27条(本人による開示の求め)

本人は、ictv又はictvの代理人に対し、ictvが保有する本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。

2) ictv及びictvの代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文章により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする)当該情報を開示します。但し、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。

- ①人体又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②ictv又はictvの代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③他の法令に違反することとなる場合

3) ictvは、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し遅滞なく理由を付けて文章で通知します。

第28条(本人による利用停止等の求め)

本人は、当社が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、ictv又はictvの代理人に対し、次に掲げる求めを行うことができます。

- ①ictvは保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
 - ②加入者個人情報の利用停止
 - ③加入者個人情報の第三者への提供の停止
- 2) ictvは前項の求めに理由があると認めるときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
- 3) ictv又はictvの代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由を本人に対し遅滞なく文章により通知します。

第29条(本人確認と代理人による求め)

ictvは、第23条第6項、第27条第1項、第28条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は次項の代理人であることの確認を行います。

- 2) 本人は、第23条第6項、第27条第1項、第28条第1項の求めを代理人によって行うことができます。

第30条(苦情処理)

ictvは、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

- 2) ictvは、第23条第6項、第27条第1項、第28条第1項に基づく求め、苦情の受付、その他加入者個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、個人情報保護方針に記載された窓口において受け付けます。

第31条(加入者個人情報の漏えい等があった場合の措置)

ictvは、ictvが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合は、速やかにその事実関係を本人に通知します。

- 2) ictvは、ictvが取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損があった場合には、速やかにその事実関係及び再発防止対策につき公表します。
- 3) 前2項の規定は、通知又は公表することにより、第26条第2項に該当する場合には、この限りではありません。

第32条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合は、ictv並びに加入者は契約締結の趣旨に従い、誠意を持って協議の上、解決に当たるものとします。

第33条(規約の改正)

ictvは、この規約を総務大臣に届けた上、改正する場合があります。

第34条(施行)

当規約は、平成23年4月1日から施行します。

第35条(付則)

ictvは、総務大臣に届け出、受理された上でこの契約約款を変更する場合があります。この場合、ictvと加入者との契約内容は、変更後の契約約款の内容によることとします。

- 2) ictvは、第4条第1項に定める有料放送を受信しようとする加入者については、この約款に基づく加入契約を締結した加入者以外とは締結しないものとします。

別表1

1. 基本放送サービス

(1) テレビジョン放送

① アナログ放送

NHK教育、NHK総合、自主放送(喬木村コミュニティチャンネル)、信越放送、長野放送、テレビ信州、長野朝日放送、BS1、BSプレミアム

② デジタル放送(データ放送含む)

NHK教育、NHK総合、信越放送、長野放送、テレビ信州、長野朝日放送、喬木村行政チャンネル(いちごチャンネル)

(2) 音声告知放送

2. ミニコース

(1) テレビジョン放送

① アナログ放送

NHK教育、NHK総合、自主放送(喬木村コミュニティチャンネル)、信越放送、長野放送、テレビ信州、長野朝日放送、BS1、BSプレミアム

② デジタル放送(データ放送含む)

NHK教育、NHK総合、信越放送、長野放送、テレビ信州、長野朝日放送、喬木村行政チャンネル(いちごチャンネル)、BS1、BSプレミアム、BS日テレ、BS朝日、BS-TBS、BSジャパン、BSフジ、BS11、Twel IV、チャンネル700、ウェザーニュース、自主放送(お天気チャンネル)、放送大学、ショップチャンネル、QVC、自主放送(ictv コミュニティチャンネル)、自主放送(議会中継、イベント)、自主放送(ほっとらいいIDA)、自主放送(松川町チャンネルYOUコミュニティ)

(2) 音声告知放送

3. 多チャンネルコース

(1) テレビジョン放送

① アナログ放送

NHK教育、NHK総合、自主放送(喬木村コミュニティチャンネル)、信越放送、長野放送、テレビ信州、長野朝日放送、BS1、BSプレミアム

②デジタル放送(データ放送含む)

NHK教育、NHK総合、信越放送、長野放送、テレビ信州、長野朝日放送、喬木村行政チャンネル(いちごチャンネル)、BS1、BS プレミアム、BS日テレ、BS朝日、BS-TBS、BSジャパン、BSフジ、BS11、TwellV、ウェザーニュース、チャンネル700、自主放送(お天気チャンネル)、放送大学、ショップチャンネル、QVC、自主放送(ictv コミュニティチャンネル)、自主放送(議会中継、イベント)、自主放送(ほっとらいんIIDA)、自主放送(松川町チャンネルYOUコミュニティ)、囲碁・将棋チャンネル、JsportsESPN、Jsports1、Jsports2、スカイ・Asports+、GAORA、ゴルフネットワーク、釣りビジョン、ファミリー劇場、日本映画専門チャンネル、時代劇専門チャンネル、Super! dramaTV、AXN、TBSチャンネル、スペースシャワーTV、歌謡ポップスチャンネル、カートゥーンネットワーク、キッズステーション、アニマックス、日経CNBC、CNNj、TBSニュースバード、朝日ニュースター、ディスカバリーチャンネル、ヒストリーチャンネル

(3)音声告知放送

4. 別契約によるデジタルペイ(有料)放送

(1)デジタル放送

JsportsPlus、スターチャンネルプラス、スターチャンネルクラシック、スターチャンネルハイビジョン、WOWOW、WOWOW2、WOWOW3、衛星劇場、グリーンチャンネル、グリーンチャンネル2

別表2

1. 工事費等

項 目	料金	備 考
宅内工事	実費	
デジタルコンバータ設置、設定	4,200円	
DVD/HDD 内蔵デジタルコンバータ	91,560円	
ブルーレイ/HDD 内蔵デジタルコンバータ	パナソニック111,510円	
	パイオニア99,750円	リース有り
解約手数料	3,000円	

2. 利用料金

(1) ベーシック(月額)

項 目	1台目	2台目以降	備 考
基本料金	1,400円	—	音声告知放送の利用料金含む
ミニコース	2,495円	1,995円	ミニ、多チャンネルコース両方申込みの場合は、1台目は多チャンネルコースの料金になります。
多チャンネルコース	3,860円	1,785円	

(2) ペイサービス(月額)

局 名	チャンネル	金額	備 考
スターチャンネルプラス	761	2,100円	
スターチャンネルクラシック	762		
スターチャンネルハイビジョン	200		
WOWOW	191	2,415円	初回視聴料945円
WOWOW2	192		
WOWOW3	193		
衛星劇場	763	1,890円	
グリーンチャンネル	810	1,260円	
グリーンチャンネル2	811		
J sports Plus	733	1,365円	

1. 工事費には音声告知端末取付、リモコン代金、テレビ等配線・調整費を含みます。
2. ペイサービスの申込みは、多チャンネルコースを利用している加入者に限ります。